

区の受動喫煙対策に関する基本的考え方について

(付議の要旨)

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の成立及び公布に伴い、区の受動喫煙対策に関する基本的考え方を定めるとともに、その基本的考え方に基づき対策に取り組む。

1. 主旨

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例(以下「改正法及び都条例」という)が成立し、平成31年(2019年)7月以降に改正法及び都条例の一部施行が予定されていることを踏まえ、区としての受動喫煙対策に関する全体の方向性として、「区の受動喫煙対策に関する基本的考え方」を示し、その基本的考え方に基づき具体的な取組みを進めていく。

2. 改正法及び都条例の概要(別紙1参照)

(1) 改正法における基本的考え方

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等を定めている。その基本的な考え方は、以下のとおりである。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれないようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。その際、経営規模が小さい既存の飲食店に配慮し、必要な措置を講ずる。

なお、旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は適用除外としている。

(2) 都条例の制定目的

都条例では、「人」に着目した独自の新しいルールとして、健康影響を受けやすい子どもや、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員の方を受動喫煙から守ることを対策の柱としている。なお、本条例よりも改正法の措置が同等以上となる事項は改正法が適用されることから、都独自の新しいルールとして適用される事項は、次のとおりである。

都指定特定飲食提供施設における従業員の有無の確認及び都条例違反者への指導・助言、勧告、公表、命令、罰則
学校等の敷地内完全禁煙（特定屋外喫煙場所設置不可）の努力義務
飲食店の標識掲示の努力義務

3. 区における受動喫煙対策に関する基本的考え方及び取組み

(1) 基本的考え方

区においても、都条例の制定目的で示されているように、受動喫煙による健康影響を受けやすい未成年者や妊産婦、患者や従業員等については、特に配慮することが重要であると考え、都条例に則り、受動喫煙対策を推進していくこととする。

基本的には、喫煙する人とならない人、双方が喫煙や受動喫煙による健康影響について正しい知識と理解を深め、互いに相手を思いやる行動をとることにより「望まない受動喫煙」の防止が図れるよう、次のとおり、取り組んでいく。

(2) 基本的考え方に基づく主な取組み

正しい知識の普及啓発（禁煙支援、喫煙や受動喫煙の健康影響など）

医師会・歯科医師会・薬剤師会及び庁内関係所管等で構成する「禁煙支援・健康教育専門部会」の意見等を参考に、区民や施設管理者等に対して、喫煙や受動喫煙の健康影響や禁煙支援等の普及啓発を行う。

特に、健康影響を受けやすい未成年者、妊産婦、患者等に関する内容について、重点的に普及啓発を行う。

なお、たばこ販売業者等にも喫煙や受動喫煙による健康影響について普及啓発を行い、「望まない受動喫煙」の防止に向けた取組みへの協力について働きかけを行う。

(ア) 医療機関等と連携した普及啓発

啓発用のリーフレットやポスター等を作成し、各種検診（健診）や産科等の医療機関、薬局等で配付、啓発を行う。

(イ) 学校（小学校・中学校・高校・大学）での教育や普及啓発

現在、指導を行っている区立の小学校（6年生）、中学校（3年）に加え、私立の小、中学校及び高校、大学等、またその保護者に対しても、喫煙や受動喫煙の健康影響等についての普及啓発を行う。（リーフレット配布やポスター掲示等）

(ウ) 妊娠期面接での普及啓発

区が実施する妊娠期面接において、喫煙をしている妊産婦やその家族がいた場合には、各種健診等の機会を通じて禁煙支援を継続して行う。（リーフレット等の配布等）

望まない受動喫煙を防止するための措置及び義務違反者等への対応

区民や施設管理者等に対して、改正法及び都条例の制度内容や受動喫煙による健康影響

等について周知啓発を行うとともに、今後公表される国のガイドライン等に基づいて標識掲示の徹底や義務違反等への対応などを行う。

(ア) 制度の周知啓発

- ・施設管理者等を対象として、施設管理者の義務や必要な対応等に関する説明会を開催する(平成31年(2019年)6月頃、10~12月頃に複数回予定)
- ・区ホームページや区のお知らせ、また、パンフレットやポスターの配布、掲示により、改正法や都条例について広く周知啓発を行う。

(イ) 標識掲示の徹底

- ・各施設類型の施行時期までに、喫煙場所を設置するすべての施設(飲食店は禁煙施設も含む)において標識の掲示義務があることを説明するとともに、希望者には標識を配付する。
- ・飲食店については、会議や講習会等で繰り返し周知するとともに、新規開店の許可申請時には制度説明を徹底する。

施設類型		施行時期	想定施設数	備考
第一種施設		2019年7月(予定)	約180施設	約1,800施設(全数)のうち10%
第二種施設	飲食店以外	2020年4月	約3,200施設	約32,000施設(全数)のうち10%
	飲食店	2019年9月1日までの都規則で定める日	約6,900施設	全飲食店

上記施設のほか、喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店)に対しても標識の配付を行う。

(ウ) 義務違反者等への対応 イメージ図は、別紙2参照。

- ・施行時期である平成31年(2019年)7月を目途に、区を受動喫煙相談窓口を委託により設置し、区民等からの苦情や通報を受け付け、苦情や通報のあった施設の管理者に対しては、委託事業者が電話または戸別訪問による指導・助言を行い、改善を促す。
- ・委託事業者の指導によっても改善されないケースは、区職員が指導・助言を行う。それでもなお、改善されない場合は、改正法及び都条例に基づき、勧告・公表、命令、罰則の適用を検討、実施する。

4. 平成31年度予算案

24,672千円 特定財源：24,140千円

5. 現段階における課題等について

- (1) 改正法にかかる政省令等及び都条例施行規則が未だ公布されていないため、現時点でも屋内・屋外の考え方や第一種施設と第二種施設が複合する施設の取扱い、従業員の確認方法や罰則規定の具体的な適用基準、対応方法等の詳細が明らかにされていない。
- (2) 改正法における義務違反者等への対応について、国から未だ詳細の説明がない。

都条例における義務違反者等への対応について、東京都から「今後、事務処理特例条例を改正し、区への事務の権限委譲を想定している」との説明を受けているが、未だ詳細の説明がない。

上記(1)・(2)については、詳細が分かり次第、別途議会等に報告する。

6. 今後のスケジュール(予定)

平成31年(2019年) 1月～2月	政省令公布 ガイドライン公表
2月～3月	都条例施行規則公布
2月	福祉保健常任委員会報告
7月1日	改正法の一部施行
9月1日までの都規則で定める日	都条例の一部施行
平成32年(2020年) 4月1日	改正法及び都条例の全面施行